

生コンクリート工場指定基準の運用について

工場指定基準に定める、生コンクリート工場の指定基準については下記により運用する。

1 指定基準第2条（品質）について

(1) 生コンクリートは、出荷ごとに日常管理試験を実施しなければならない。

2 指定基準第3条（工場）について

(1) 製造設備について

工場は、製造設備の申請について少なくとも、次の事項を記載していなければならない。

- 1) 製造フロー（製品別）
- 2) 材料貯蔵設備（ストックヤード）（骨材ヤードの個数、容量、面積）
- 3) セメント貯蔵設備（個数、容量）
- 4) 材料供給装置
- 5) 貯蔵ビン（形式、容量、個数）
- 6) 計量装置（方式）
- 7) 練混ぜ設備（ミキサー形式、容量、能力）
- 8) コンクリートホッパー（形式、容量）
- 9) 制御方式
- 10) 排水処理設備
- 11) 運搬方式（ミキサー車容量別所有台数）
- 12) 公害防止対策設備
- 13) その他

(2) 品質管理責任者及び品質管理者について

工場は、品質管理責任者を置かなければならない。なお、品質管理の実施にあたっては、コンクリート技士、コンクリート主任技士または同等の有資格者によって、品質管理を行わなければならない。

(3) 試験設備について

工場は、次の試験設備を有していなければならない。

- 1) 試験室 必要な試験設備が配置可能でかつ品質管理試験が実施できる面積
- 2) 骨材のふるい分け試験設備〔ふるい、計量器（目量 0.1 g²⁾）、乾燥機（70 ℃²⁾程度以上）]
- 3) 骨材の密度・吸水率試験機器
- 4) 細骨材の表面水率試験機器
- 5) スランプ測定器
- 6) 空気量測定器
- 7) コンクリートの塩化物量測定
- 8) 供試体型枠
- 9) 供試体養生水槽
- 10) 圧縮強度試験機
- 11) 計量器（目量 1 g 程度）
- 12) その他

(4) 申請製品の試験表及び結果について

工場は申請時において「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」にある品質を確保するため、日本工業規格（JIS）表示許可に必要な品質管理試験の結果を提出してもよい。

1) 材料

骨材	密度・吸水率試験	(1回以上/月)
	粒度(粗粒率含む)	(1回以上/月)
	微粒分量	(1回以上/月)
	有機不純物(砂のみ)	(1回以上/12ヶ月)
	モルタル圧縮強度による砂の試験	(有機不純物で標準色より濃い場合)
	安定性試験	(1回以上/12ヶ月)
	すりへり減量(粗骨材)	(1回以上/12ヶ月)
	単位容積質量(スラグ)	(1回以上/月)
	粒形判定実績率(砕砂及び砕石)	(1回以上/月)
	アルカリシリカ反応性〔化学法またはモルタルバー法〕	
	安全と認められる骨材を使用する場合	(1回以上/6ヶ月)
	表面水率	(1回以上/午前, 1回以上/午後)

2) セメント

強さ試験	(1回以上/6ヶ月)
	(外部機関による試験成績表)
品質試験	(1回以上/月)
	(生産者による試験成績表)
化学混和剤	(1回/6ヶ月 試験成績表)

3) 練混ぜ水の水質試験〔上水道水を除く〕 (1回以上/12ヶ月)

4)-1 コンクリート(工程管理)〔工場内採取〕代表的強度を選定

スランプ試験	(2回以上/日)
空気量測定	(2回以上/日)
温度測定	(2回以上/日)
圧縮強度試験 (3本/回)	(1回以上/日)

4)-2 コンクリート(製品管理)〔現場採取〕代表的強度を選定

塩化物含有量	(1回以上/月)
スランプ試験	(1回以上/150m ³)
空気量測定	(1回以上/150m ³)
温度測定	(1回以上/150m ³)
圧縮強度試験 (3本/回)	(1回以上/150m ³)

注) 工程管理とは、原材料受入からアジテータトラックへの積み込みまで。

製品管理とは、工場から出た時点で製品と見なす。主に現場着での管理。

(5) 品質管理基準について

材料については、上記で行われた試験結果が、「コンクリート標準示方書」、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書」及び「社内規格」の規格基準に適合しなければならない。

空気量、スランプ、圧縮強度については、**管理図**や**ヒストグラム**を作成し、**統計的手法を用いて**、品質管理を行うこと。

(6) 社内規格について

工場は、少なくとも以下の内容を社内規格に定め、その定めによって、管理されなければならない。

- 1) 総則
- 2) 製品規格規定
- 3) 原材料管理規定
- 4) 作業標準規定
- 5) 設計配合規定
- 6) 品質管理規定
- 7) 試験管理規定
- 8) 設備管理規定
- 9) 出荷規定
- 10) 安全管理規定
- 11) その他

3 指定基準第5条（指定）について

(1) 指定申請（新規）については別図1のとおりとする。

4 指定基準第6条（変更）について

(1) 変更申請・変更報告区分については別表1のとおりとする。

付 則

この運用は、平成26年 9月 1日から適用する。

この運用は、平成31年 4月 1日から適用する。